



水土里ネット しんあん

水土里ネット

令和5年4月 **No.108**



神安土地改良区

大阪府茨木市双葉町12番22号

発行人：理事長 小西 要

TEL(072)634-2551 FAX(072)635-9973

E-Mail: info@shin-an.org

ホームページ: http://shin-an.org



令和4年12月末現在
地区面積：400.6ha
組合員数：2,139人

令和2年度より開始されました、玉川用水路の整備が令和4年度で完了しました。
(写真上は施行後、下は施行前)



目 次

○第73回通常総代会開会挨拶	1
○第73回通常総代会来賓挨拶	2
○第73回通常総代会開催	3
○令和4年度収支補正予算	4
○事業担当理事および監事合同現場視察	4
○令和4年度事業 主な工事・業務の概要	5～7
○令和5年度当初予算	8
○令和5年度事業 主な工事・業務予定	9
○土地改良区からのお願い	10
○令和5年度賦課について	11
○令和5年度決済金について	11
○施設紹介	12
○事務所組織図	13
○21世紀土地改良区創造運動活動	14
○令和5年度の活動予定	15

第73回 通常総代会開会挨拶

理事長 小 西 要



皆様こんにちは。本日は第73回通常総代会を開催させていただきましたところ、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の総代会も、書面議決による出席を可能とした開催とさせていただきます。

3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねられ、5月8日からは感染症法上の第2類から第5類に引き下げられることとなりますが、急激な感染者数の増加も懸念されるところであり、医療体制の充実など図っていただきたいものでございます。

それでは、改めまして第73回通常総代会開会に先立ち、一言ごあいさつ申し上げます。

平素は本土地改良区の事業推進にあたり格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日ご審議をお願い申し上げます案件は、報告、報告承認事項、審議事項合わせまして、27件にもおよぶ膨大なものでございます。

本総代会提出議案の作成につきましては、各担当理事会を経て、昨年10月24日および12月12日ならびに本年2月9日開催の理事会において慎重に審議を重ね、執行機関として作成いたしましたものでございます。

総代各位には十二分にご検討を賜り、議決機関として、厳正なるご批判と公正なるご意見を仰ぎ、各議案に対するご賛同を賜りますれば幸甚でございます。ここで、皆様方に貴重なお時間をいただき、諸般の報告と令和5年度に処する所信を申し述べさせていただきます。

第1点目は、事務所棟建替についてでございます。

令和4年度は、基本設計業務のほか、埋蔵文化財調査業務を茨木市の担当者立会いのもと行いました。

その結果については、特に貴重な埋蔵物は発見されず、今のところ本事業については、予定通り進捗するものと思われます。

また、来年度は実施設計と現事務所棟の解体設計ならびにアスベスト調査を予定しております。

なお、隣接地への茨木市の病院誘致についても業者が決定しており、本土地改良区としましても、できるだけ協力し、共に事業が円滑に進むよう協議を行っているところでございます。

双方の事業が長年にわたるため、市と覚書を締結いたしたく、後程、事務局からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第2点目は、補正予算でございます。令和4年度の事業量の確定に伴う、補助金および地元負担金ならびに工事請負費などの精算により、862万9千円の減額をお願いするものでございます。

第3点目は、令和5年度予算でございます。第1点目でも申し上げましたように、令和4年度に引き続き、事務所棟の建替に関する業務を予定しており、事務所棟更新積立金の取崩しにより、約1500万円の増額、また土地改良事業に伴う補助金等収入が約4600万円の増額などにより、前年比で約1億870万円の増額となりました。

令和4年度に比べ大幅な増額となりますが、当然のことながら無駄を省き、適正な予算執行を心掛けて参ります。

新年度に向けて皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、本土地改良区の事業運営を確実なものにして参りたいと思います。よろしくご検討賜りますようお願いを申し上げます、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

神安土地改良区 第73回通常総代会挨拶

大阪府北部農と緑の総合事務所
所 長 村 山 俊 一



神安土地改良区 第73回通常総代会のご開催、誠におめでとうございます。

総代会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、お集りの皆様におかれましては、大阪府の農業施策の推進にあたり格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、常日頃から、農業用水路など土地改良施設の適切な維持管理にご尽力くださ
いまして、誠にありがとうございます。

さて、国の令和5年度予算は先般発表されましたが、土地改良関係の農業農村整備事業については約3300億円と対前年度比ほぼ100%となっております。

近年、頻発する記録的な大雨や台風などの自然災害を踏まえ、国土強靱化のため農業水利施設などの長寿命化やため池の防災減災対策が推進されております。

これに加えて大阪府では、農業用施設の効率的な利用を図るファシリティマネジメントの観点から、三箇牧・玉島浄水機場の除却を図るため調査費等を要求しているところです。

ここ数年は、コロナウィルスへの対応が強く求められ、農業に限らず経済、社会的活動が大きく停滞していました。

その中でこの1年間の国際的な状況の大きな変化から、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策が求められるようになってきております。

一方、国内では農地の効率的な利用と次世代の農業者の確保がクローズアップされています。

今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが強く懸念されております。

そこで、昨年5月に成立した農業経営基盤強化促進法の改正等を契機として、地域計画の策定とその実現に向けた取り組みが全国的に実施されているところです。

地域計画は、先祖代々の農業者の努力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくために、農作業がしやすく、生産コストが減らせる農業の実現に向け、「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」という視点で、幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合い、地域農業の将来像を計画として取りまとめるものです。

市町村が計画づくりをリードしますが、大阪府も積極的にサポートしてまいりますので、土地改良区の皆様におかれましてはご協力をどうかよろしくお願いいたします。

結びに、神安土地改良区の益々のご発展と、関係各位のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

本日はおめでとうございます。

◇ 第73回通常総代会開催 ◇

令和5年3月1日、本区会議室において、第73回通常総代会が開催されました。

当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本区規約第11条の2の規定に基づき書面議決権の行使も可とし、出席人数を縮小した中で執り行い、報告承認事項および審議事項がすべて原案どおり承認ならびに可決されました。

◎ 報告事項

1. 一般主要事務報告について
2. 令和4年度 定期監査（第1・第2および第3四半期）の報告について
3. 令和4年度事業 工事ならびに業務の進捗状況について
4. 処務規程の一部改正について
5. 維持管理事業積立金の設置・管理および処分に関する規程の一部改正について
6. 土地改良施設更新積立金の設置・管理および処分に関する規程の一部改正について
7. 事務所棟更新積立金の設置・管理および処分に関する規程の一部改正について
8. 施設使用ならびに手数料徴収規程の一部改正について
9. 給与規程の一部改正について
10. 土地改良施設管理規程の一部改正について
11. 令和4年度「21世紀土地改良区創造運動」の活動報告について

◎ 報告承認事項

1. 会計細則の一部改正について
2. 会計細則第27条に定める小口現金取扱要領の一部改正について
3. 令和4年度一般会計第3次収支補正予算の理事会専決処分について
4. 病院及び道路整備並びに事務所棟の建替に関する覚書(案)の締結について

◎ 審議事項

1. 定款の一部改正について
2. 土地改良事業計画の一部変更について
3. 令和4年度一般会計第4次収支補正予算(案)

◎ 審議事項

〔令和5年度関係〕

1. 令和5年度一般会計収支予算(案)
2. 組合費賦課ならびに徴収について
3. 維持管理事業積立金の一部取崩しについて
4. 土地改良施設更新積立金の一部取崩しについて
5. 償還資金積立金の一部取崩しについて
6. 事務所棟更新積立金の一部取崩しについて
7. 維持管理計画書の一部改正について
8. 令和5年度決済金決定について
9. 令和5年度「21世紀土地改良区創造運動」活動計画(案)



◇ 令和4年度 収支補正予算 ◇

☆ 令和4年度一般会計第3次および第4次収支補正予算は、次のとおりです。
(今回補正分のみ計上しています)

一 般 会 計 第 3 次 補 正

(単位：千円)

収 入		支 出		
		款	既定予算額	補 正 額
補 正 な し		土地改良事業費支出	298,069	1,610
		一般管理費支出	238,578	400
		予 備 費	4,310	△ 2,010
		支 出 合 計	613,554	0

(△は減額)

一 般 会 計 第 4 次 補 正

(単位：千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算額合計	款	既定予算額	補 正 額	予算額合計
土地改良事業収入	154,236	△ 5,161	149,075	土地改良事業支出	299,679	△ 5,786	293,893
附帯事業収入	247,946	559	248,505	一般管理費支出	238,978	△ 5,726	233,252
補助金等収入	56,885	3,646	60,531	土地改良事業負担金支出	26,067	△ 7,715	18,352
雑 収 入	1,515	327	1,842	固定資産取得支出	180	182	362
特定資産取崩収入	84,466	△ 8,000	76,466	特定資産積立支出	35,021	11,035	46,056
				予 備 費	2,300	△ 619	1,681
収 入 合 計	613,554	△ 8,629	604,925	支 出 合 計	613,554	△ 8,629	604,925

(△は減額)

◇ 事業担当理事および監事合同現場視察 ◇

令和5年2月21日(火)に、事業担当理事および監事が令和4年度事業の工事現場を視察されました。

三箇牧揚水機場高圧機器取替工事



味生排水路転落防止柵設置工事



◇ 令和4年度 事業工事の概要について ◇

下記のとおり工事・業務を実施しました。関係地区の皆様には、ご協力をいただきありがとうございました。

	事業区分	工事又は業務名	工事又は履行場所	工事又は業務内容
1	国庫補助事業	玉川用水路補修工事(第3工区)	高槻市玉川2丁目ほか地内	表面被覆工 123.80m
2		北川排水路護岸整備工事(第2工区)	茨木市横江1丁目地内	護岸整備 112.00m
3		別府用水路補修工事(第2工区)	摂津市安威川南町ほか地内	断面修復工 1式 現場打水路工 1式
4		別府用水路補修工事(第3工区)	摂津市安威川南町ほか地内	目地補修工 50箇所
5		五反田樋電動化工事	高槻市唐崎西2丁目地内	樋門電動化 1門
6		水管理伝送装置整備工事(その1)	高槻市大字唐崎1318番1 ほか10箇所	水管理伝送装置整備 1式
7		鳥飼南水路護岸ライニング工事 (第6工区)	摂津市鳥飼下3丁目ほか地内	護岸ライニング工 115.00m
8		三箇牧揚水機場高圧機器取替工事	高槻市大字唐崎1318番1	高圧機器取換 1式
9		西垣除塵機整備工事	高槻市西面南3丁目地内	除塵機整備 1式
10	大阪府単独 補助事業	味生排水路転落防止柵設置工事	摂津市南別府町地内	転落防止柵設置 420.55m
11	神安単独事業	三箇牧揚水機場3号揚水ポンプ 主電動機整備ほか工事	高槻市大字唐崎1318番1	主電動機整備 1式
12	維持管理事業 (用排水路)	浅川水路水路壁修繕工事	茨木市学園南町地内	水路壁修繕 1式
13		転落防止柵等補修工事	茨木市目垣1丁目ほか地内	転落防止柵等補修 1式
14	維持管理事業 (堰樋管)	東条水路樋門設置工事	茨木市野々宮1丁目地内	樋門設置 1門

[事業実施状況]

《国庫補助事業》

【北川排水路護岸整備工事(第2工区)】

護岸ブロックに「はらみ出し」が進行し、水路として脆弱になっていたため、張り直しを行い水路の長寿命化を図りました。

(着手前)



(竣工)



【別府用水路補修工事(第2工区)】

経年劣化により沈下していた部分の打ち換えを行い、用水機能の回復を図りました。

(着手前)



(竣工)



【鳥飼南水路護岸ライニング工事(第6工区)】

鋼矢板の腐食が進行していたため、コンクリートライニング工を施行し水路の長寿命化を図りました。

(着手前)



(竣工)



【西垣除塵機整備工事】

幹線用水路に設置されている西垣除塵機は、老朽化により腐食が進行していたため更新し、用水供給の安定化を図りました。

(着手前)



(現場完了)



《大阪府単独補助事業》

【味生排水路転落防止柵設置工事】

未設置であった転落防止柵を新設し、水路への転落防止対策を施しました。

(着手前)



(竣工)



《維持管理事業(用排水路)》

【浅川水路水路壁修繕工事】

経年劣化により部分的に破損していた水路壁を修繕し、崩落等を未然に防止しました。

(着手前)



(竣工)



《維持管理事業(堰樋管)》

【東条水路樋門設置工事】

樋門を設置することで水田への取水を容易にするとともに、作業の省力化を図りました。

(着手前)



(竣工)



◇ 令和5年度 当 初 予 算 ◇

☆ 令和5年度一般会計の予算は、次のとおりです。

【 一 般 会 計 】

(単位：千円)

収 入		支 出	
款	予 算 額	款	予 算 額
① 土地改良事業収入	175,159	① 土地改良事業費支出	322,438
② 附帯事業収入	248,625	② 一般管理費支出	247,079
③ 基本財産運用収入	17,795	③ 土地改良事業負担金支出	46,701
④ 特定資産運用収入	4,149	④ 借入金返済支出	7,926
⑤ 補助金等収入	103,250	⑤ 支払利息	448
⑥ 交付金収入	13,500	⑥ 固定資産取得支出	7,688
⑦ 雑収入	1,310	⑦ 基本財産積立支出	1,000
⑧ 特定資産取崩収入	94,021	⑧ 特定資産積立支出	26,819
⑨ 繰越金	8,500	⑨ 雑支出	5
		⑩ 予備費	6,205
合 計	666,309	合 計	666,309

(1) 土地改良事業収入

賦課金(組合費等)・転用決済金・負担金(各市)収入であり、職員人件費等の一般管理費支出や土地改良事業費支出に充当

(2) 附帯事業収入

本区が管理している土地改良施設の他目的使用に伴う使用料等

(3) 土地改良事業費支出

維持管理事業・適正化事業・団体営事業等の土地改良事業に関する経費

(4) 一般管理費支出

事務費や事務所費といった組織運営のために要する経費

◇ 令和5年度 主な事業予定 ◇

本年度は下表のとおり事業を予定していますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

○府営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業 (農村地域防災 減災事業)	幹線排水路整備(5)工事	大阪市東淀川区相川3丁目ほか

○団体営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業	北川排水路護岸整備工事(第3工区)	茨木市島4丁目ほか地内
2		西面北水路改修工事(第1工区)	高槻市玉川3丁目地内
3		溝ノロサイホン閉塞工事	吹田市南正雀2丁目ほか地内
4		真砂東揚水機場ポンプ整備工事	茨木市小柳町地内
5		三島江柱本水路転落防止柵設置工事	高槻市柱本2丁目地内
6		三箇牧水路転落防止柵設置工事	摂津市鳥飼八町2丁目地内
7		目垣北水路転落防止柵設置工事	茨木市目垣2丁目地内
8		水管理情報伝送装置整備工事(その2)	高槻市大字唐崎1318番1ほか10箇所

用水供給業務に支障がない事業につきましては、順次事業を進めてまいります。また、その他の事業につきましては、農繁期終了後に取り掛かってまいります。



図1 北川排水路



図2 西面北水路



図4 真砂東揚水機場



図6 三箇牧水路

◇ 土地改良区からのお願い ◇

☆ 組合員資格得喪通知書の提出について

組合員の皆様が所有する農地に売買や名義変更等がありましたら、その都度「組合員資格得喪通知書」を本土地改良区へ提出していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

◎どのようなときに「組合員資格得喪通知書」を提出するのか？

1. 農地の売買があったとき
2. 農地を借りたとき、又は貸したとき
3. 名義を変更（相続、贈与、経営移譲等）したとき
4. 住所の変更や耕作者の移動等があったとき

◎手続きについて

土地改良区の組合員が、その資格にかかる土地の権利の全部又は一部について移動した場合は、土地改良区に資格得喪の届出が必要です。（土地改良法第43条）

本土地改良区としても知りうる限り対処しておりますが、届出がなければ組合員名義は変わらず、元の組合員に賦課金がかかります。

農業委員会等の名義を変更しても、土地改良区の名義が自動的に変更されることはありませんので、ご注意ください。

なお、詳細につきましては、本土地改良区総務課庶務係までお問い合わせ下さい。

☆ 公共事業による用地買収時にも、農地転用申請が必要です

都市計画道路の整備や、市道拡幅工事による用地買収につきましても、土地改良法第42条ならびに第43条の規定に基づき、土地改良区への届出と決済金の納付が義務付けられています。

組合員の皆さまには、決済金制度の趣旨をご理解いただき、本区への手続きをお願いします。

☆ 令和5年4月1日以降、金融機関から賦課金および使用料・決済金等を納入いただく際、振込手数料が必要となります。

※手数料額は、銀行ごとに異なります。

なお、神安土地改良区の窓口で納入いただく場合、手数料は不要です。

《記 載 例》

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

異動があった日以降、出来る限り速やかに提出してください。
提出が遅れると、新旧組合員とも、不利益を被る場合があります。

これまで組合員であった方

現資格者

住 所 茨木市双葉町 12-22

氏 名 神 安 太 郎



新たに組合員となられる方

新資格者

住 所 茨木市双葉町 12-22

氏 名 神 安 一 郎



新たに組合員となられる方

生年月日

大正・昭和・平成・令和 △△年 △△月 △△日生

神安土地改良区理事長 小 西 要 様

記

1 資格得喪の対象たる土地

相続、贈与、売買や経営委譲、賃借者変更などにより
改良区管内で農地の権利関係に移動があった土地

市	町 名	地 番	地 目	用 途	面積(m ²)	備 考
茨木市	双 葉 町	12-22-1	田	田	500	
	〃	12-22-2	田	田	500	〇〇氏へ使用賃借

2 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原 因：相 続 その他（ ）

(2) 時 期： 令和 年 月 日

◇ 令和5年度 賦課について ◇

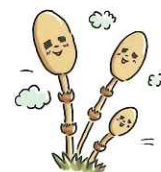
1. 賦課金額

用水地区	賦課金	1㎡につき	3.54 円
排水地区	賦課金	1㎡につき	0.95 円

地目が「田」であり、現況が土盛りされた「畑」の場合で、かつ農業委員会に届け出された農地については、用水地区賦課金額の「2分の1」の金額となります。

なお、休耕田については、従来どおり賦課となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 賦課金の徴収時期及び方法



- (1) 賦課期日 令和5年4月1日
 - (2) 賦課通知日 令和5年5月1日
 - (3) 賦課徴収期限 令和5年5月31日
 - (4) 賦課期日後、新たに納付義務の発生したものに対しては、その発生の翌月から月割をもって賦課されます。
 - (5) 賦課期日後、納付義務の消滅したものに対しては、その年度の賦課金は全額徴収となります。
 - (6) 賦課の徴収にあたっては、個人徴収を除き、区域内の土地改良区および実行組合に委任させていただきます。
 - (7) 排水賦課金ならびに摂津市域における用水賦課金（摂津市域在住で摂津市域に農地をお持ちの組合員に限る）については、組合員に代わり、賦課金を関係市にそれぞれ負担いただいています。
- ※令和3年度より、浄水賦課金の名称は用水賦課金に統合されております。

◇ 令和5年度 決済金について ◇

- ◎ 組合員は、農地を転用する場合、土地改良法第42条第2項の規定により、土地改良区の事業に関する権利義務に必要な決済をすること、並びに同法第43条の規定により、その土地について、組合員の資格を喪失した旨を、土地改良区に通知する義務があります。

「決済」とは、土地改良施設の維持管理費相当額および老朽化が進んでいる土地改良施設の更新に必要な事業費（本区負担分のみ）ならびに過去の土地改良施設改修工事等の際に、土地改良区が借り入れた（株）日本政策金融公庫資金の返済について、残りの組合員に過重な負担がかからないように、農地を転用する組合員の方にご負担いただくものです。

決済金の種類には、「維持管理費決済金」「土地改良施設更新費決済金」「未償還金決済金」があり、全てについて決済する必要があります。

（1㎡当たりの決済金） （単位：円）

決済金の種類	用水区域	排水区域	用排水区域
維持管理費決済金	392.6	36.1	428.7
土地改良施設更新費決済金	79.7	79.7	79.7
未償還金決済金	4.9	4.9	4.9
合 計	477.2	120.7	513.3

その他、手数料として一筆につき、1,100円（市街化区域を除く）と施設使用料（下水道完備地区を除く）一時金として1㎡当たり225円がかかります。ただし、施設使用料については、農地法第4条分に限り、500㎡までは減免することができます。また、これら手数料等については別途消費税等を加算します。

公共（道路、公園等）の用地として買収される農地についても決済金が必要となります。この手続きを怠りますと、いつまでも賦課されることになりますので、お忘れのないようお願いします。

賦課金及び決済金について不明な点がございましたら、総務課庶務係までお問い合わせ下さい。

施設紹介

味 生 排 水 路

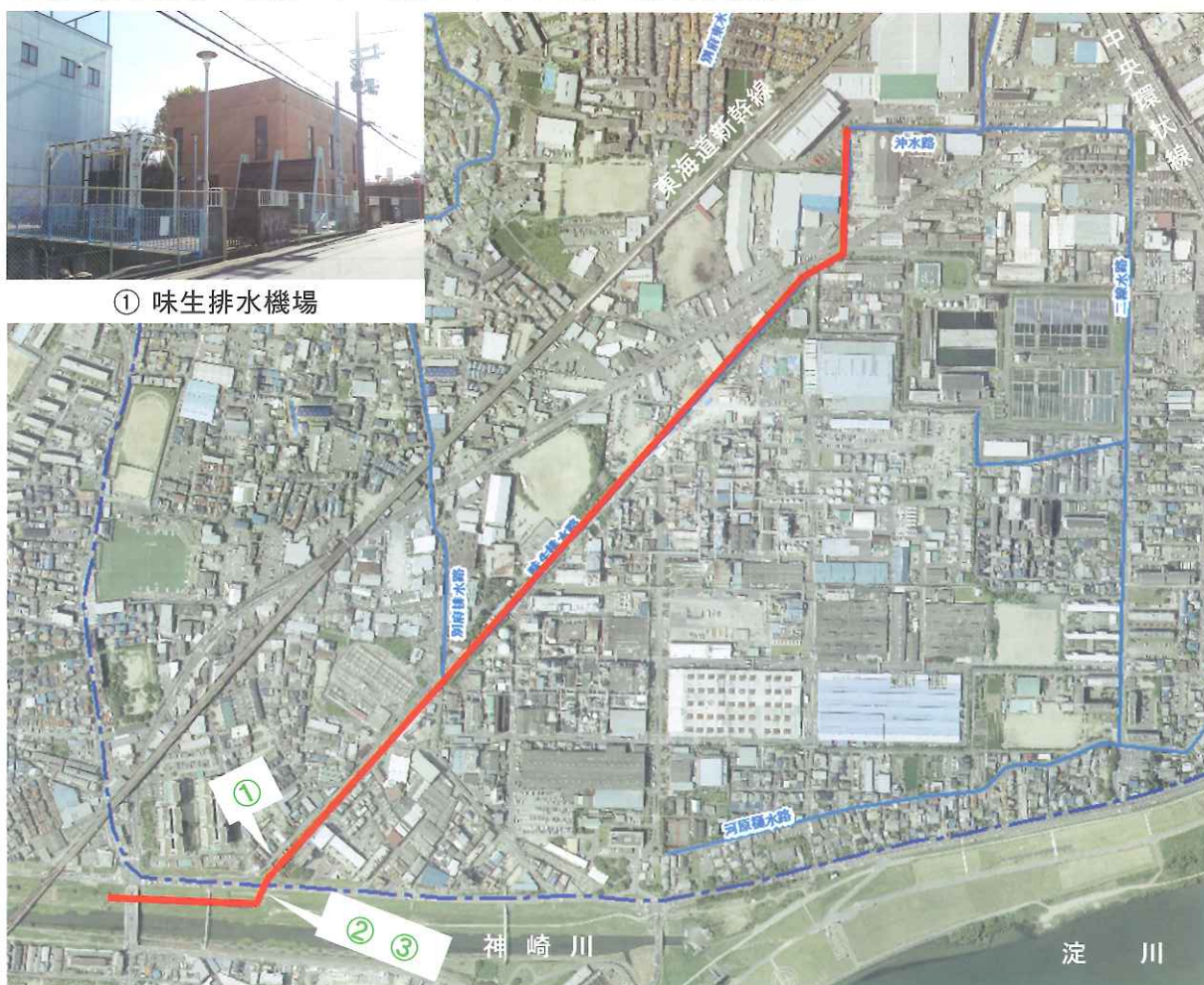
～概 要～

本水路は、明治42年より大正2年にかけて施工された安威川改修工事に関連して、新規で開削されたものであり、旧味生水路は溝の口水路方向へ流れていました。江口樋より下流は神崎川河川敷内を流下し、接続しています。

本水路の改修は、昭和36、37年度に筋違橋と江口樋の間をブロック積工で本区が施工し、筋違橋より上流は、大阪府水道部の導水管埋設に伴い、施工されたものでコンクリート棚渠と床張工が実施されました。昭和58年の豪雨により、別府地域で浸水被害が発生し、その対策として昭和59年度より摂津市において味生排水機場の新設工事が実施されました。（所管は摂津市）



① 味生排水機場

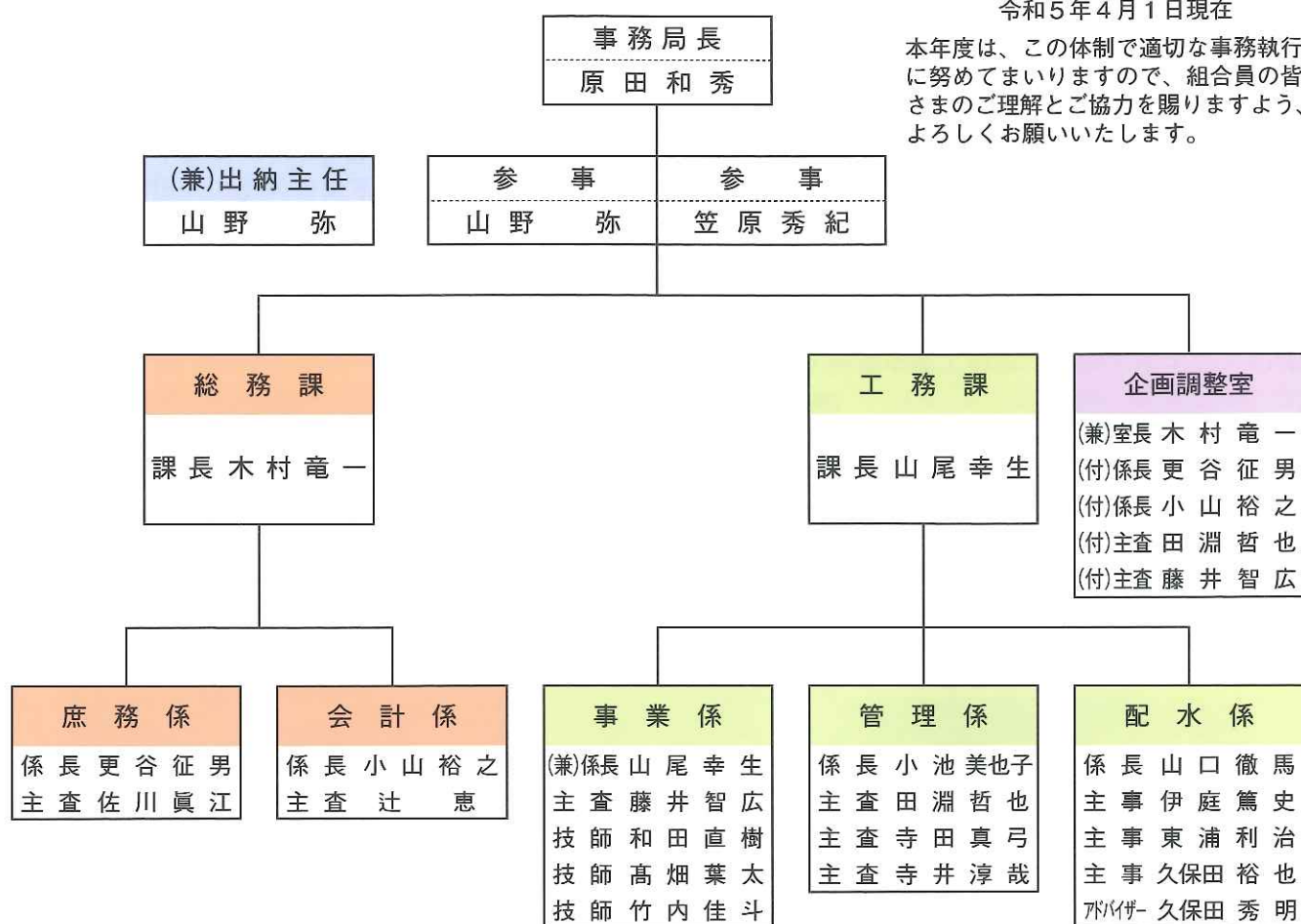


②改修前の一部が残されている江口樋



③江口樋より下流部

◇ 令和5年度 事務局組織図 ◇



* 退職職員紹介



長瀬 修司

43年間の長きにわたり奉職してまいりましたが、この度再雇用期間満了をもって退職することとなりました。

これまで、ご指導及び助言を頂き、大過なく勤めてこられましたのは、先輩並びに皆様方のおかげとっております。

4月からは新人職員も採用され、新たなスタートを切る神安土地改良区が農業新興の一助となることを祈念して、お別れの言葉とさせていただきます。



* 新規採用職員紹介



竹内 佳斗 (工務課事業係技師)

このたび技師として採用されました竹内です。

学生時代に学んだことを活かして、改良区の発展に尽力してまいりますので、皆様のご指導宜しくお願いいたします。



* 大阪府土地改良事業団体連合会 第65回土地改良功労者表彰



新井 進 (授賞時：高槻市都市創造部長、本区幹事)



21世紀土地改良区創造運動活動

【令和4年度の活動】

味生水路花いっぱい運動

令和4年5月24日(火) 摂津市南別府町の水路において、周辺住民の方々とプランターや花壇の花の植え替えを行いました。



十丁畷水路上流部花いっぱい運動

令和4年11月9日(水)、茨木市大同町のせせらぎ水路にて、周辺住民の皆さんの参加の下、花の植え替えを行いました。



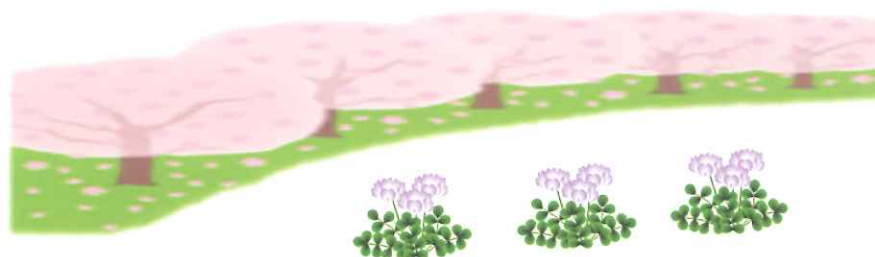
三島江地区花いっぱい運動

令和4年11月20日(日) 三島江地区の皆さんの参加の下、プランターやバスケットの花の植え替えを行いました。



【令和5年度の活動予定】

市 名	開催年月日	活 動 内 容	地区および場所
高 槻 市	三箇牧地区農空間保全協議会の活動への参画		
	4月8日	幹線用水路チューリップフェスタ	西面地区
	4月9日～30日	レンゲの里	三島江地区
	5月、11月	三島江地区花いっぱい運動	三島江地区
	10月	コスモスロード	三島江地区
	11月	幹線用水路緑化フェスタ	西面地区
	総合学習ほか		
	5月～10月	米づくり体験、生き物調査ほか	三箇牧小学校
茨 木 市	6月、11月	十丁畷水路花壇、花の植え替え	平田台・大同町
摂 津 市	6月、11月	味生水路花いっぱい運動	南別府地区



※上記イベントは新型コロナウイルス感染拡大防止の状況により、中止と
する場合があります

△注意事項△

- ◎近隣の迷惑になりますので、ゴミは捨てないでお持ち帰りください。
- ◎花壇や田圃に咲いている花を、摘まないでください。
- ◎近隣に駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。